

# 高砂市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 1 月

令和 4 年 1 月改訂

高 砂 市



## 目 次

<b>第1章 計画策定の背景と目的</b>	<b>1</b>
1 背景と目的	1
2 本計画の位置づけ（改訂）	1
3 計画期間	1
4 対象施設	2
5 高砂市のこれまでの行政改革の取組	3
<b>第2章 公共施設等の現況</b>	<b>4</b>
1 人口	4
(1) 人口・世帯数・児童生徒数の推移	4
(2) 人口の推移と将来展望（改訂）	5
2 財政	7
(1) 財政全般の現状	7
(2) 今後の投資的経費	11
3 対象施設の現況	12
(1) 公共施設の現況	12
(2) 類似団体との比較	13
(3) 築年別整備状況	14
(4) インフラ資産の現況	15
4 更新費用	16
(1) 公共施設の更新費用の推計	16
(2) インフラ資産の更新費用の推計	17
5 公共施設等の有形固定資産減価償却率（追記）	19
<b>第3章 本計画の基本方針</b>	<b>20</b>
1 公共施設等の課題	20
(1) 市民ニーズへの課題	20
(2) 老朽化施設の課題	20
(3) 施設更新費用の課題	20
2 基本方針	21
(1) 基本方針	21
(2) ユニバーサルデザイン化の推進（追記）	21
(3) 脱炭素化の推進（追記）	21
3 数値目標の検討	22
(1) 公共施設の目標について	22
(2) インフラ資産の目標について	24
<b>第4章 取組手法</b>	<b>25</b>
1 公共施設保有量の適正化	25
(1) 施設情報の把握	25

(2) 行政サービスの必要性と効率化の検討	25
(3) 再編の検討	25
2 機能重視への転換	26
3 維持する公共施設等の長寿命化等	27
(1) 点検・診断等の実施	27
(2) 維持管理・修繕の実施	27
(3) 安全確保及び耐震化の実施	27
4 管理運営の効率化	28
(1) PPP 手法の導入	28
(2) 広域連携	28
(3) 受益者負担の適正化	28
5 持続可能な公共施設マネジメントの推進	28
<b>第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性</b>	<b>29</b>
1 公共施設について（改訂）	29
(1) 市民文化系施設	29
(2) 社会教育系施設	30
(3) スポーツ施設	30
(4) 産業系施設	31
(5) 学校教育系施設	31
(6) 就学前教育保育施設	32
(7) 保健・福祉施設	33
(8) 行政系施設	33
(9) 公営住宅	34
(10) 公園施設	34
(11) 処理施設	35
(12) その他施設	35
(13) 医療施設	35
2 インフラ資産について	36
(1) 道路	36
(2) 橋りょう	36
(3) 上水道	37
(4) 下水道	37
<b>第6章 推進方策</b>	<b>38</b>
1 推進体制	38
(1) 全局的な取組体制（改訂）	38
(2) 職員の意識改革	38
(3) アウトソーシングによる推進	38
2 策定後の進め方	38

3 PDCAによる進行管理	39
<b>資料編</b>	<b>40</b>
1 更新費用算定の根拠	40
2 用語集	42

改訂について

平成30年4月25日及び令和3年1月26日国（総務省）通知を受け、令和3年3月に策定した「高砂市公共施設全体最適化計画」との整合を図るため、必要な事項を改訂したものです。

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1 背景と目的

高砂市（以下「本市」という。）においては、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）が、順次改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。また、少子高齢化の進展による社会保障費の増大や税収の減少により、全ての公共施設等を現在の規模のまま維持することは困難になっています。

一方で、人口減少社会の到来により市民の人口構造が変化することで、公共施設等に対する需要も大きく変化することが予想され、公共施設等が果たす機能と役割を勘案し、行政サービスのあり方を見直していく必要があります。

このような背景の下で、高砂市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点をもって公共施設等の最適な配置と有効活用及び財政負担の軽減と平準化を図り、持続可能な行政運営を行うために策定するものです。

### 2 本計画の位置づけ（改訂）

本計画は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（2014年（平成26年）4月22日 国（総務省）通知、2018年（平成30年）2月27日改訂）に基づき策定しています。計画体系としては、「高砂市総合計画」に関連する個別計画として位置づけています。

公共施設については、2021年（令和3年）3月に「高砂市公共施設全体最適化計画」を策定し、国が要請する個別施設計画として位置づけます。

インフラ資産については、個々の施設において社会資本整備総合交付金等の対象となる計画を個別施設計画として位置づけます。

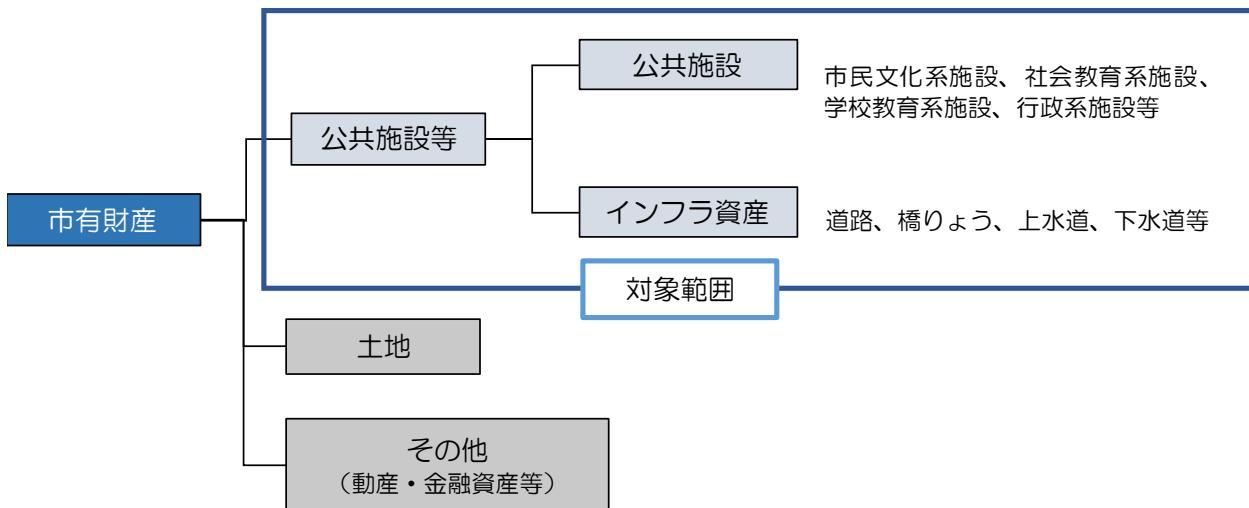
### 3 計画期間

本計画の計画期間は、2017年度（平成29年度）から2036年度（令和18年度）までの20年間とします。なお、計画期間の10年目にあたる2026年度（令和8年度）に中間見直しを行います。

#### 4 対象施設

本計画の対象施設は、市有財産のうち、庁舎や学校施設といった公共施設と、道路、橋りょう、上水道及び下水道等のインフラ資産を対象としています（図表1.1、1.2参照）。

図表1.1 公共施設等の構成図



図表1.2 公共施設等の内訳：2015年度（平成27年度）末現在

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )
普通会計	市民文化系施設	集会施設	16	17	2,240
		文化施設	1	1	4,666
	社会教育系施設	公民館	8	17	8,197
		図書館	2	2	3,489
	スポーツ・レクリエーション施設	その他社会教育施設	5	15	5,278
		スポーツ施設	7	13	18,586
		産業系施設	3	3	4,856
	学校教育系施設	学校	16	160	132,921
	就学前教育保育施設	教育保育施設	15	21	12,578
		子育て支援施設	2	3	1,562
		児童福祉施設	1	2	474
	保健・福祉施設	文化・保健施設	1	1	3,928
		保健・福祉施設	4	5	3,686
	行政系施設	庁舎等	2	15	11,608
		消防施設	11	14	4,233
		その他行政系施設	2	2	1,338
	公営住宅	公営住宅	13	26	18,149
	公園施設	公園施設	3	9	1,929
	処理施設	処理施設	4	14	27,430
	その他	その他	3	5	2,032
病院会計	医療施設	医療施設	3	10	28,308
普通会計及び病院会計 合計			122	355	297,488
水道事業会計	上水道施設	上水道施設	4	11	4,291
下水道事業会計	下水道施設	下水道施設	12	24	19,896
その他の会計 合計			16	35	24,187
総計			138	390	321,675

## 5 高砂市のこれまでの行政改革の取組

本市は、2003年度（平成15年度）から「第3次行政改革大綱」、2005年度（平成17年度）から「第3次行政改革大綱改定版」、2010年度（平成22年度）から「第4次行政改革大綱」、2015年度（平成27年度）から2016年度（平成28年度）までを「第4次行政改革大綱延長版」の実施項目として、施設の統廃合や解体、用途変更などに取り組んできました。

図表1.3 これまでの取組一覧：2016年度（平成28年度）末現在

		年 度	内 容
高砂市行政改革大綱	第3次	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波賀高砂の家譲与</li> <li>・市営宮前住宅一部解体</li> </ul>
	第3次改定版	平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営岡の上、藍屋町、東宮住宅解体（1,737m<sup>2</sup>）</li> <li>・市営末広住宅一部解体</li> <li>・教育センタープール解体（1,640m<sup>2</sup>）</li> <li>・高砂保育園を高砂西保育園へ統合</li> </ul>
		平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営小松原住宅解体（785m<sup>2</sup>）</li> <li>・市営今市住宅一部解体</li> <li>・北山荘解体（514m<sup>2</sup>）</li> <li>・旧高砂保育園を子育て支援センターへ用途変更</li> </ul>
		平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり丘保育園民間移管（969m<sup>2</sup>）</li> </ul>
		平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きくなみ保育園民間移管（525m<sup>2</sup>）</li> </ul>
		平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営橋向、今市住宅一部解体</li> <li>・勤労会館解体（2,526m<sup>2</sup>）</li> </ul>
	第4次	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営中筋住宅一部解体</li> <li>・阿弥陀幼稚園と阿弥陀保育園を幼保一体化</li> </ul>
		平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さつき保育園を中筋幼稚園へ統合し幼保一体化（655m<sup>2</sup>）</li> </ul>
		平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営今市、米田新住宅一部解体</li> <li>・旧阿弥陀小学校解体 跡地売却（6,477m<sup>2</sup>）</li> </ul>
		平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営美保里住宅一部解体</li> <li>・伊保南幼稚園を伊保幼稚園へ統合</li> <li>・米田西幼稚園を北部子育て支援センターへ用途変更</li> </ul>
		平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営北山、宮前、阿弥陀住宅一部解体</li> <li>・米田西保育園を民間移管（1,115m<sup>2</sup>）</li> <li>・高砂西保育園を高砂幼稚園へ統合し幼保一体化</li> <li>・北浜幼稚園を北浜保育園へ統合し幼保一体化</li> <li>・高砂小学校と高砂中学校の小中一貫教育実施</li> </ul>
	第4次延長版	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営中筋住宅一部解体</li> <li>・旧生石宿泊センターを教育センターへ用途変更</li> </ul>
		平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧教育センター解体（2,554m<sup>2</sup>）</li> <li>・旧図書館解体（510m<sup>2</sup>）</li> <li>・今市、米田新、天川、北山住宅一部解体</li> <li>・宮前住宅解体（122m<sup>2</sup>）</li> <li>・あすなろ学園を民間移管（584m<sup>2</sup>）</li> </ul>

（ ）内数字は縮減された延床面積を表す。

## 第2章 公共施設等の現況

### 1 人口

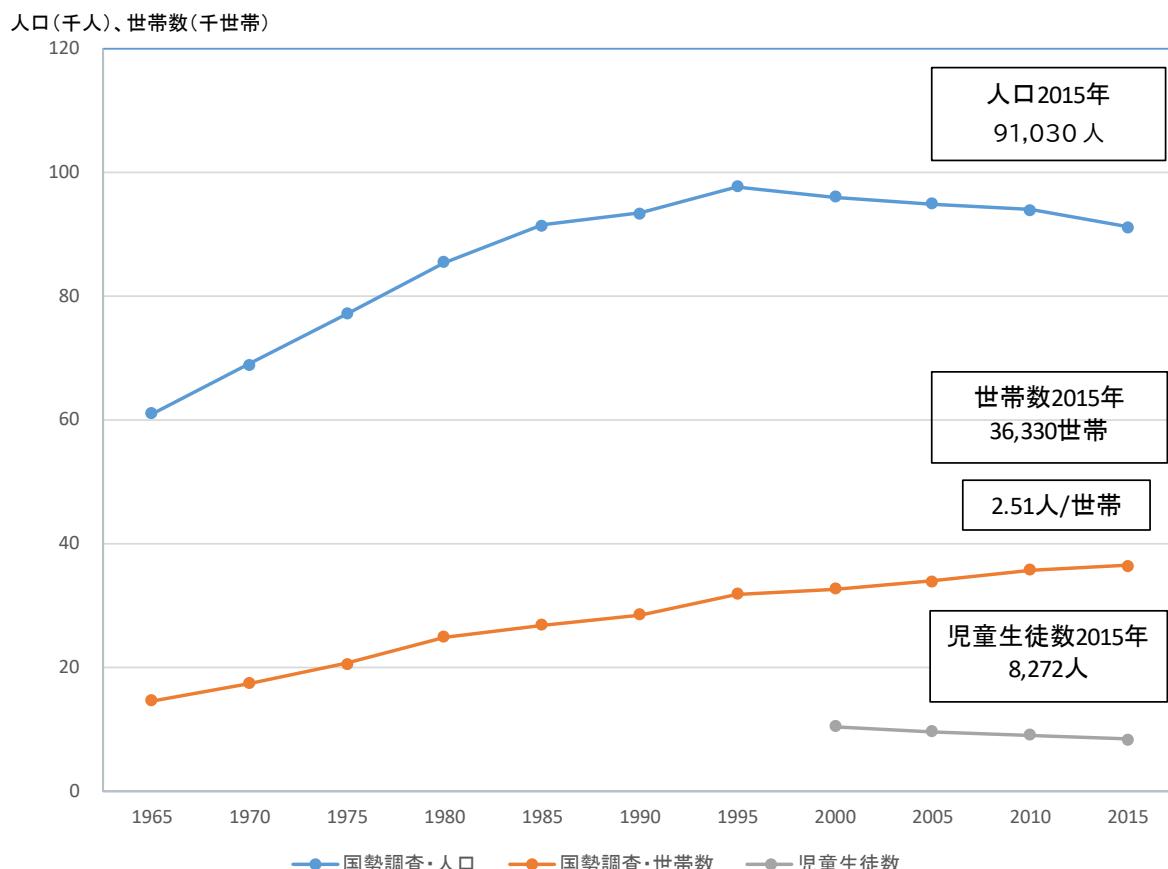
#### (1) 人口・世帯数・児童生徒数の推移

国勢調査における本市の総人口は、1995年（平成7年）の97,632人をピークに、その後、減少傾向となり、2015年（平成27年）現在の91,065人はピークの約93%となっています（図表2.1参照）。

また、世帯数を見ると、年々増加しており、一世帯あたり約2.51人で、核家族化の進行が見て取れます。

一方、児童生徒数に目を転じて見ると、2000年（平成12年）の10,317人から急激な減少傾向が続き、2015年（平成27年）現在では8,272人と、短期間で約80%にまで落ち込んでいます。このことは、少子化の影響が顕著に表れているといえます。

図2.1 人口及び世帯数の推移、児童生徒数



## (2) 人口の推移と将来展望（改訂）

「高砂市人口ビジョン」によると、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、2060年（令和42年）では51,541人まで減少すると予想されていますが、出生数の増加及び転出の抑制を図る取組を進めることで、本市の将来人口は、2060年（令和42年）に約69,000人になると展望しています（図表2.2参照）。

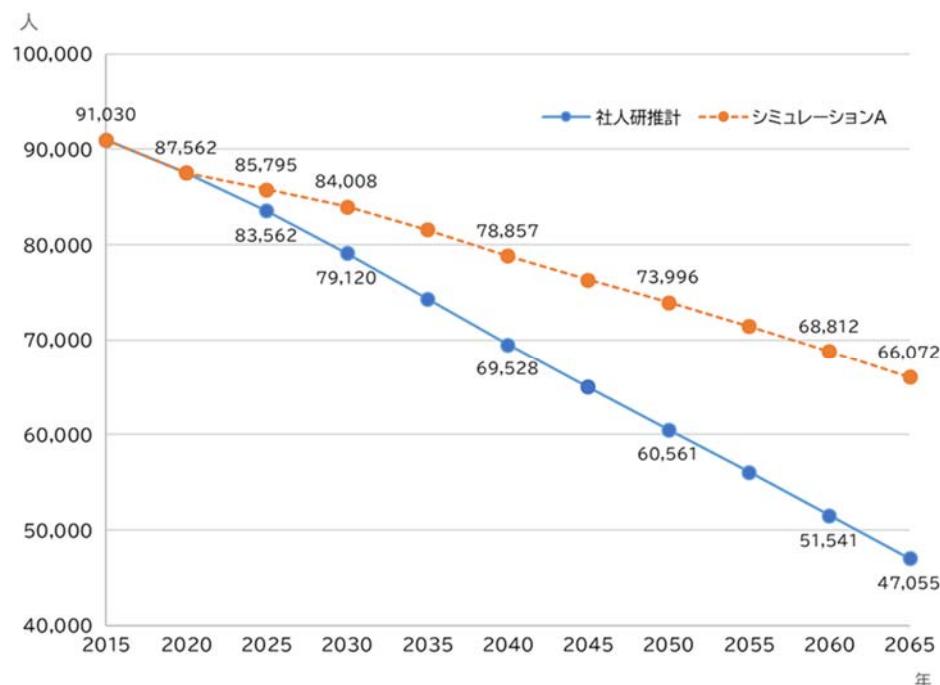
- 2015年（平成27年） 人口 91,030人
- 2030年（令和12年） 人口 84,000人
- 2040年（令和22年） 人口 80,000人
- 2060年（令和42年） 人口 69,000人

※「第5次高砂市総合計画 P81」より

ここで、本計画の計画期間である約20年先にあたる2035年（令和17年）の総人口は81,618人となっており、2015年（平成27年）の約90%となることが想定されています（図表2.2参照）。

また、年齢構成別にみると税収を支える15歳から64歳の生産年齢人口については、2015年（平成27年）の54,858人から、2035年（令和17年）では約17%減の45,248人となっています。一方、65歳以上の老人人口については、一旦増加の後に減少に転じますが、総人口に占める割合は約32%となっています（図表2.3参照）。

図表2.2 将来人口展望と社人研推計との比較



※「第5次高砂市総合計画 P80」より

図表2.3 年齢3区分別人口見込み

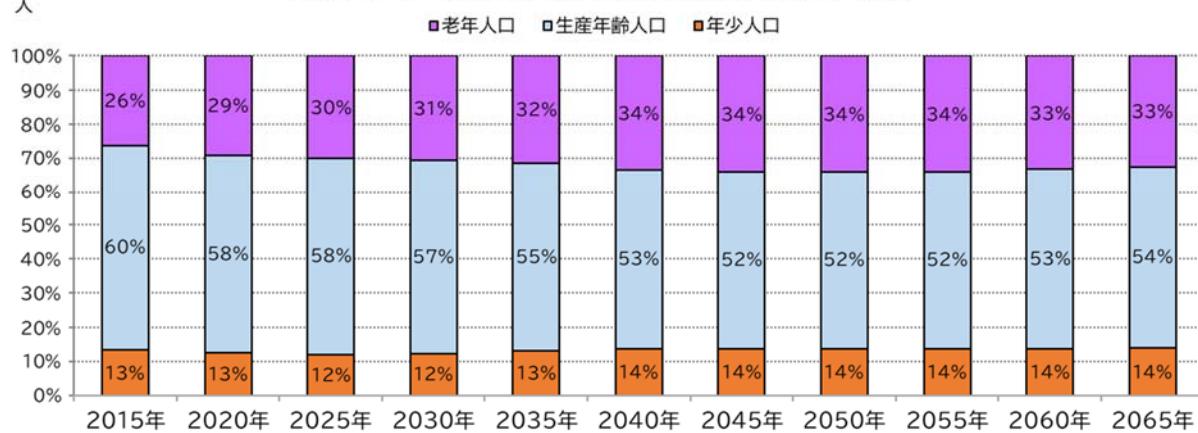
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総人口	91,030	87,568	85,795	84,008	81,618	78,857	76,363	73,996	71,488	68,812	66,072
年少人口	12,137	11,000	10,208	10,353	10,642	10,828	10,435	10,092	9,774	9,440	9,187
生産年齢人口	54,858	50,966	49,707	47,796	45,248	41,593	39,826	38,568	37,406	36,402	35,378
老年人口	24,035	25,602	25,880	25,859	25,728	26,436	26,102	25,337	24,308	22,969	21,507

※「第5次高砂市総合計画 P82」より

図表12-1 将来人口展望の年齢3区分別人口



図表12-2 将来人口展望の年齢3区分別人口割合



※「第5次高砂市総合計画 P82」より

## 2 財政

### (1) 財政全般の現状

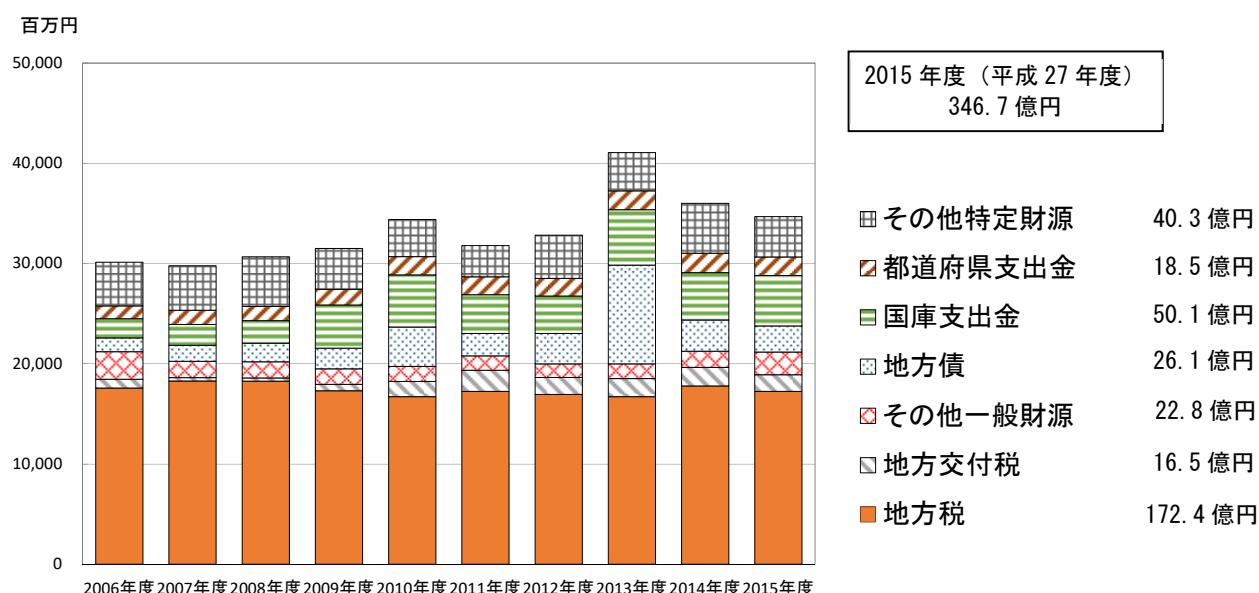
本市の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、地方税の減収と扶助費の増加が予想されます。本計画の計画期間中には、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることになります。

財政の状況については、2015年度（平成27年度）の歳入は約346.7億円で、このうち自主財源である地方税は約172.4億円で、その占める割合は約50%となっています。地方税は、2010年度（平成22年度）以降の過去5年間は、約170億円前後で推移しており、目立った変化は見られません（図表2.4参照）。

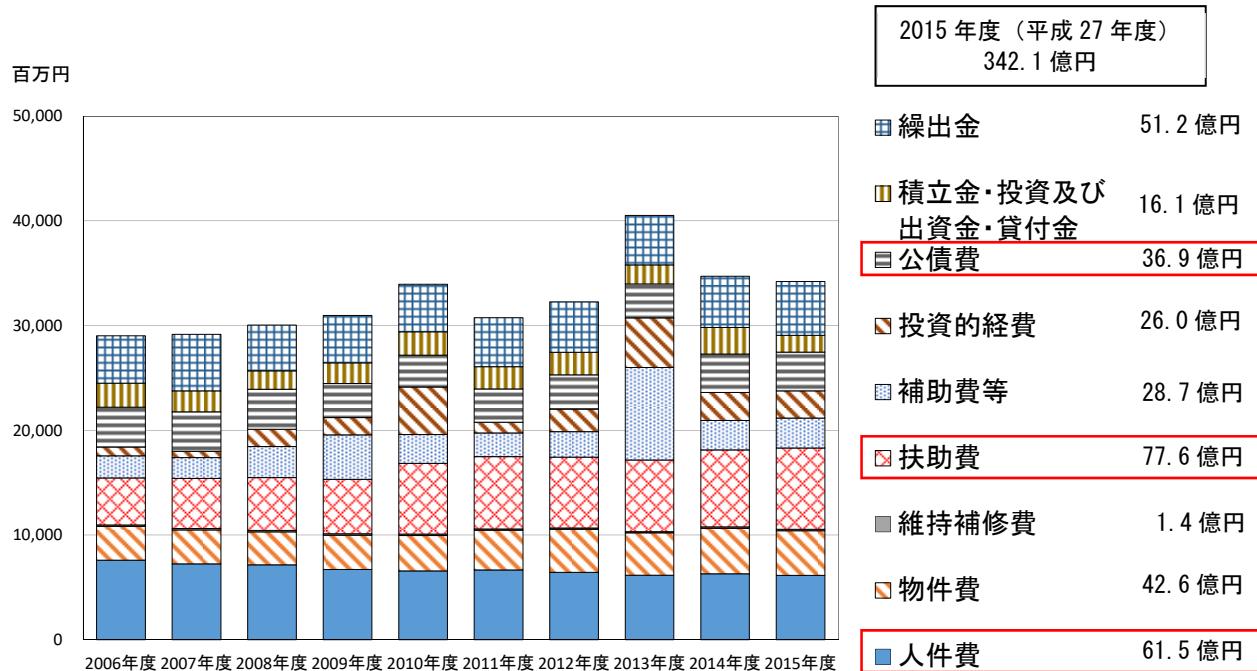
一方歳出は、約342.1億円で、このうち義務的経費の合計は約176億円となり、歳出に占める割合は約51%となっています（図表2.5、2.6参照）。

義務的経費のうち、人件費については行財政改革等の効果で減少傾向が続いているが、社会保障関係経費である扶助費については増加の傾向にあり、今後の高齢化社会を勘案すると増加することが推察されます（図表2.5参照）。

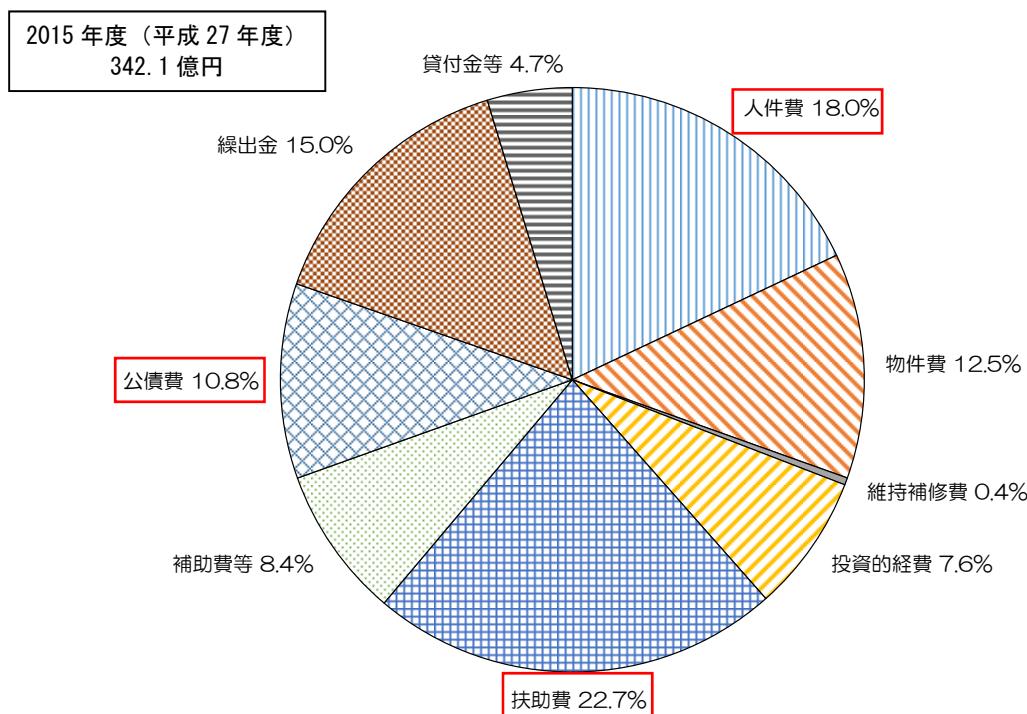
図表2.4 歳入決算額の推移（普通会計決算）



図表 2.5 歳出決算額の推移（普通会計決算）

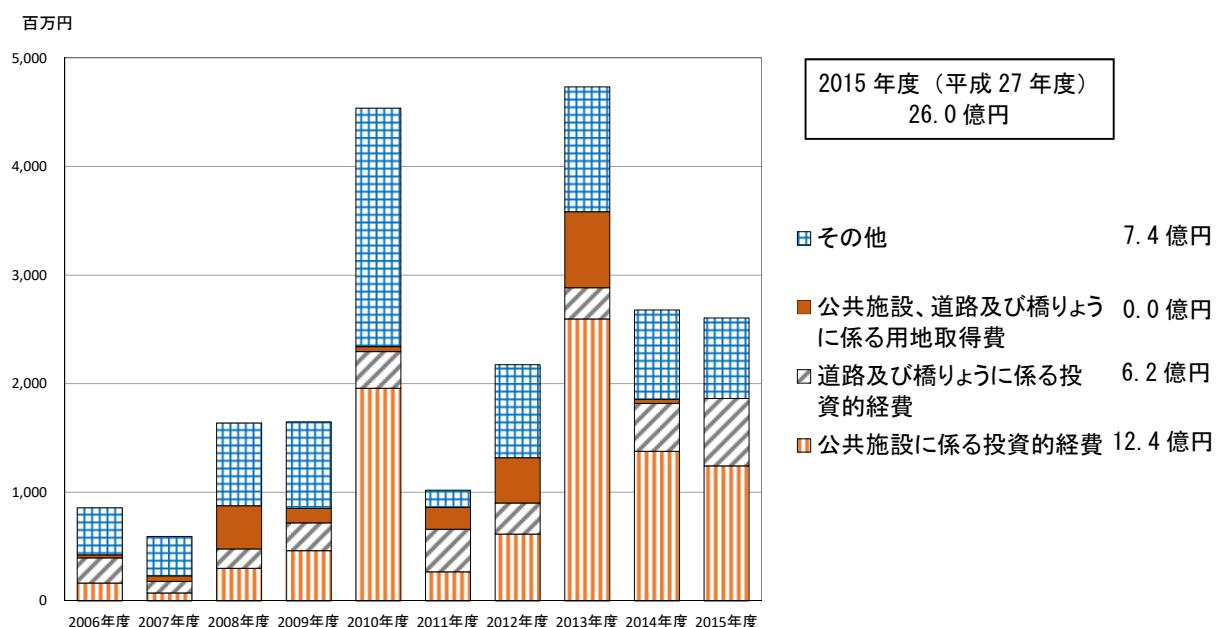


図表 2.6 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）：2015 年度（平成 27 年度）



投資的経費については、2015年度（平成27年度）で約26.0億円、このうち公共施設に係るものは約12.4億円となっています（図表2.7参照）。ここで、公共施設に係る過去10年間の投資的経費を見てみると、最小は2007年度（平成19年度）の約0.7億円から、最大は、2013年度（平成25年度）約26.0億円まで整備要件に応じたばらつきが見られます。

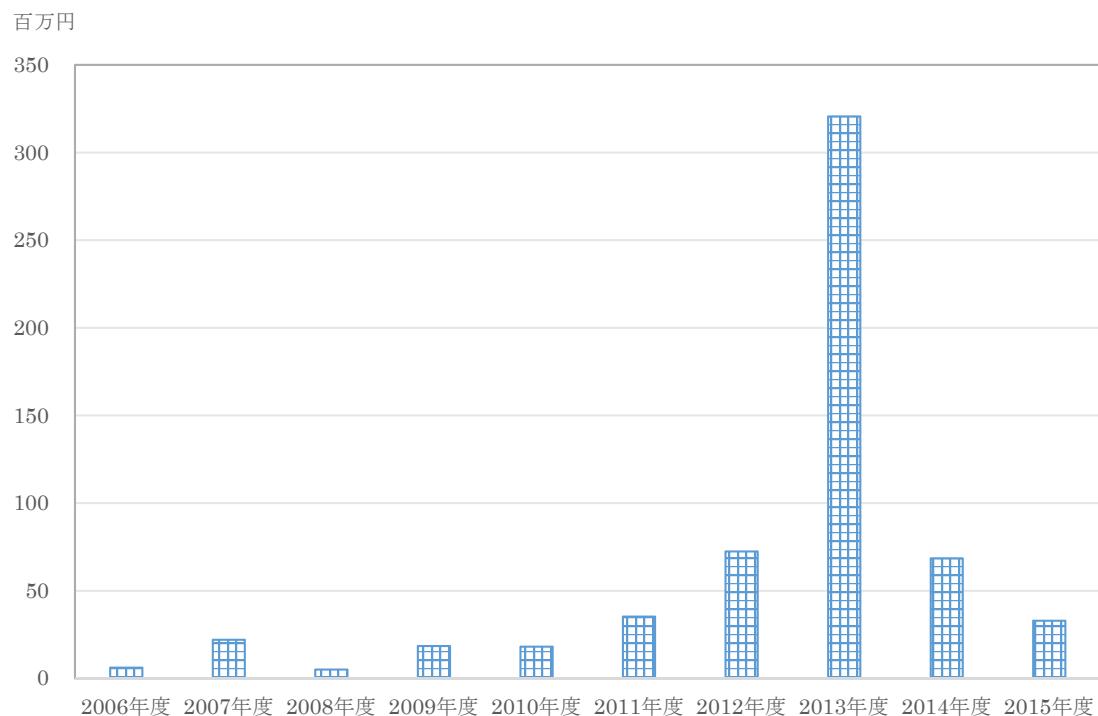
図表2.7 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
投資的経費	855,656	591,302	1,637,586	1,646,775	4,539,091	1,019,036	2,173,651	4,734,604	2,678,649	2,604,792
公共施設に係る投資的経費	162,476	72,532	300,018	461,813	1,957,674	266,936	614,859	2,595,371	1,377,315	1,243,730
道路及び橋りょうに係る投資的経費	231,597	105,944	176,937	257,223	337,151	391,890	286,225	287,607	441,508	620,301
公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費	29,718	52,461	399,396	131,105	47,175	201,704	417,073	701,565	37,529	0
その他	431,865	360,365	761,235	796,634	2,197,091	158,506	855,494	1,150,061	822,297	740,761

医療施設（市民病院）の投資的経費は、図表2.8に示すとおりです。2013年度（平成25年度）には、改修を行いましたが、その他の年度では目立った投資は行っていません。

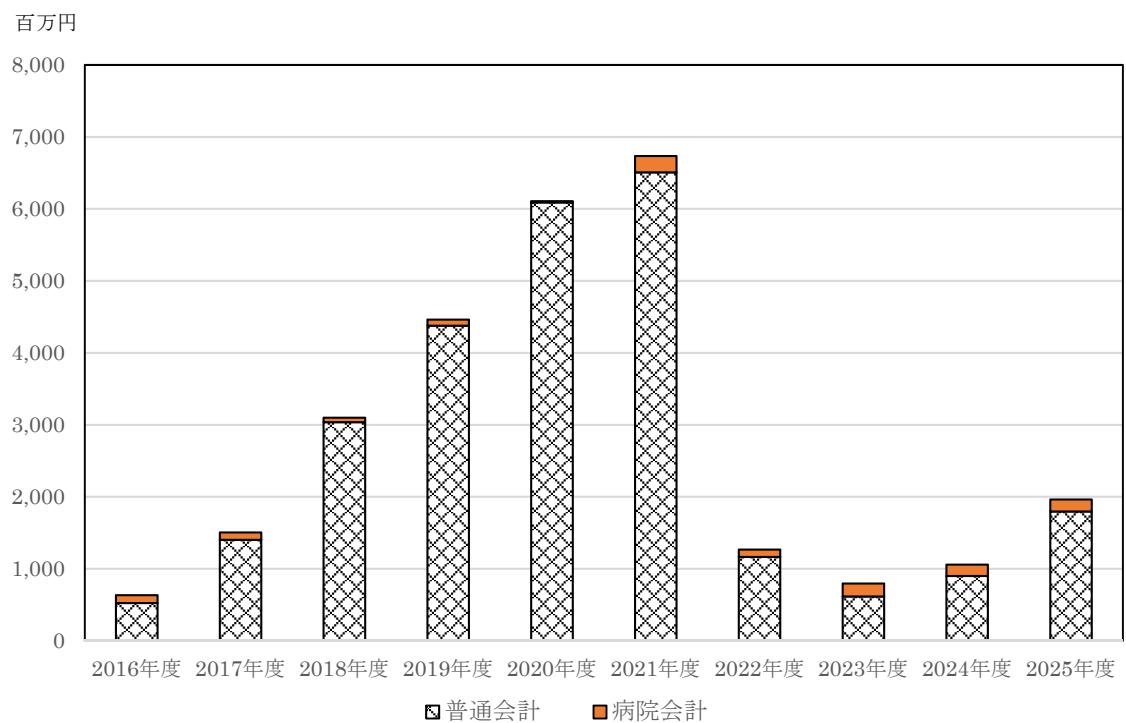
図表2.8 投資的経費の推移及び内訳（病院会計決算）



## (2) 今後の投資的経費

今後の投資的経費は、図表2.9に示すとおりです。2021年度（令和3年度）までは投資的経費が上昇しますが、その後は大幅に減少する見込みです。平成28年度以降、市役所、市営中筋住宅、梅井保育園、ごみ処理施設を建替え、新たに中学校給食センターを建設する予定です。

図表2.9 投資的経費の推移及び内訳（普通会計及び病院会計）



区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
投資的経費	633,669	1,505,901	3,099,962	4,462,376	6,108,645	6,733,917	1,266,429	795,313	1,058,513	1,962,313
普通会計	525,669	1,403,901	3,037,962	4,378,376	6,090,845	6,508,917	1,165,929	616,313	900,513	1,796,313
病院会計	108,000	102,000	62,000	84,000	17,800	225,000	100,500	179,000	158,000	166,000

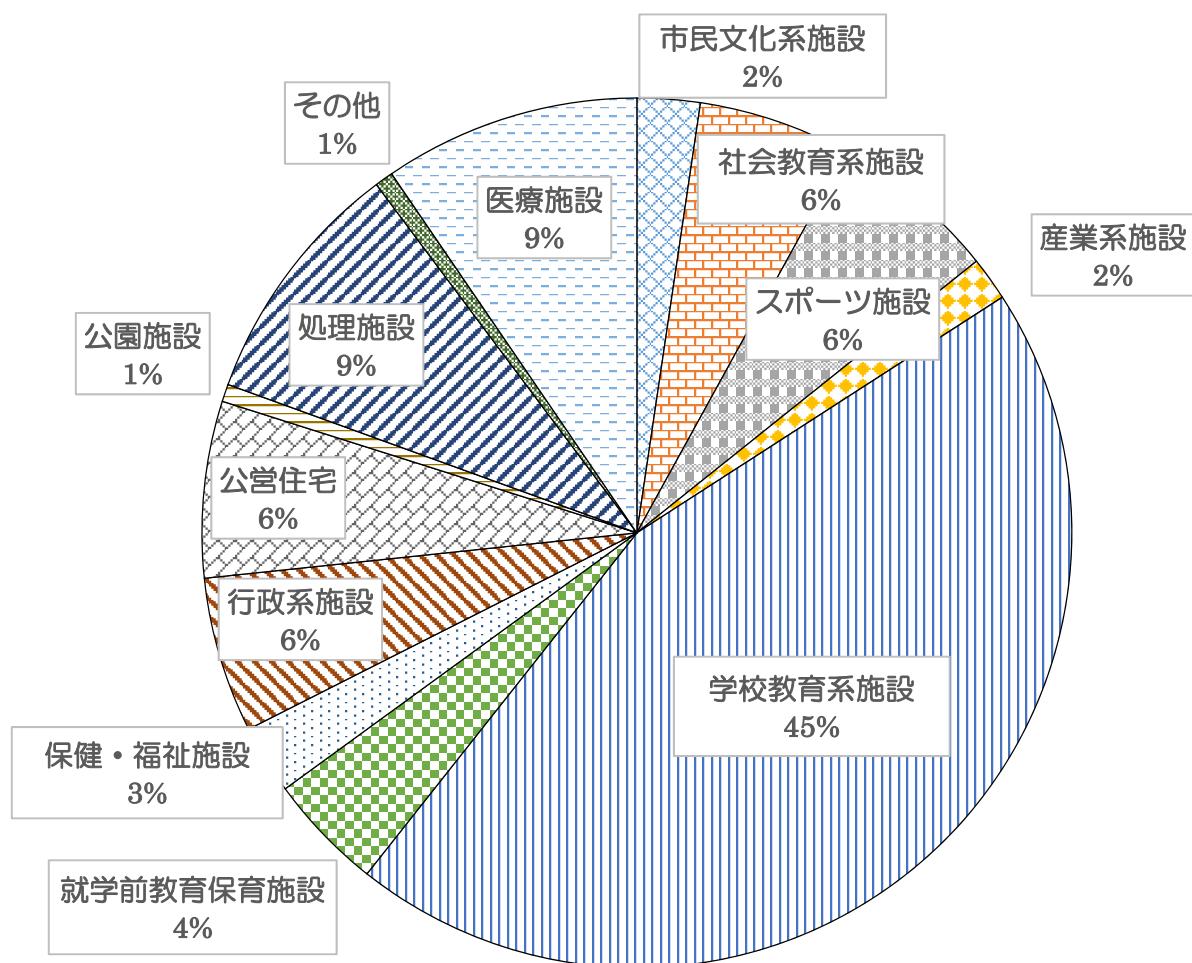
### 3 対象施設の現況

#### (1) 公共施設の現況

本市が保有する公共施設の延床面積は 297,488.0 m<sup>2</sup>で、市民一人当たり(92,110人：平成 28 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口) 延床面積は約 3.23 m<sup>2</sup>で、全国平均の 3.22 m<sup>2</sup>（平成 24 年 3 月総務省調べ）とほぼ同じ値となっています。

公共施設の内訳では、学校が 45% を占め、これに医療施設の 9%、処理施設（ごみ処理施設等）の 9% などが続いています（図表 2.10 参照）。

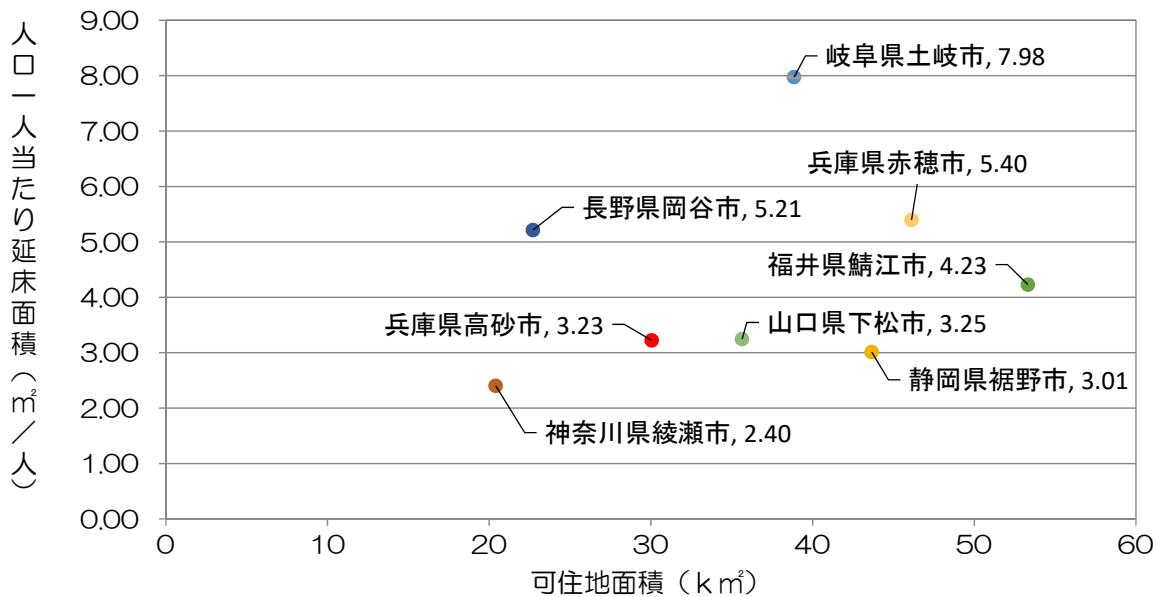
図表 2.10 保有する公共施設の分類別状況：2015 年度（平成 27 年度）末現在



## (2) 類似団体との比較

本市の公共施設の保有状況を、合併していない類似団体と比較した結果は、図表2.11のとおりです。これによると一人当たりの延床面積(3.23 m<sup>2</sup>/人)は、図表中の類似団体の平均値(4.34 m<sup>2</sup>/人)を下回った値となっています。

図表2.11 類似団体との比較



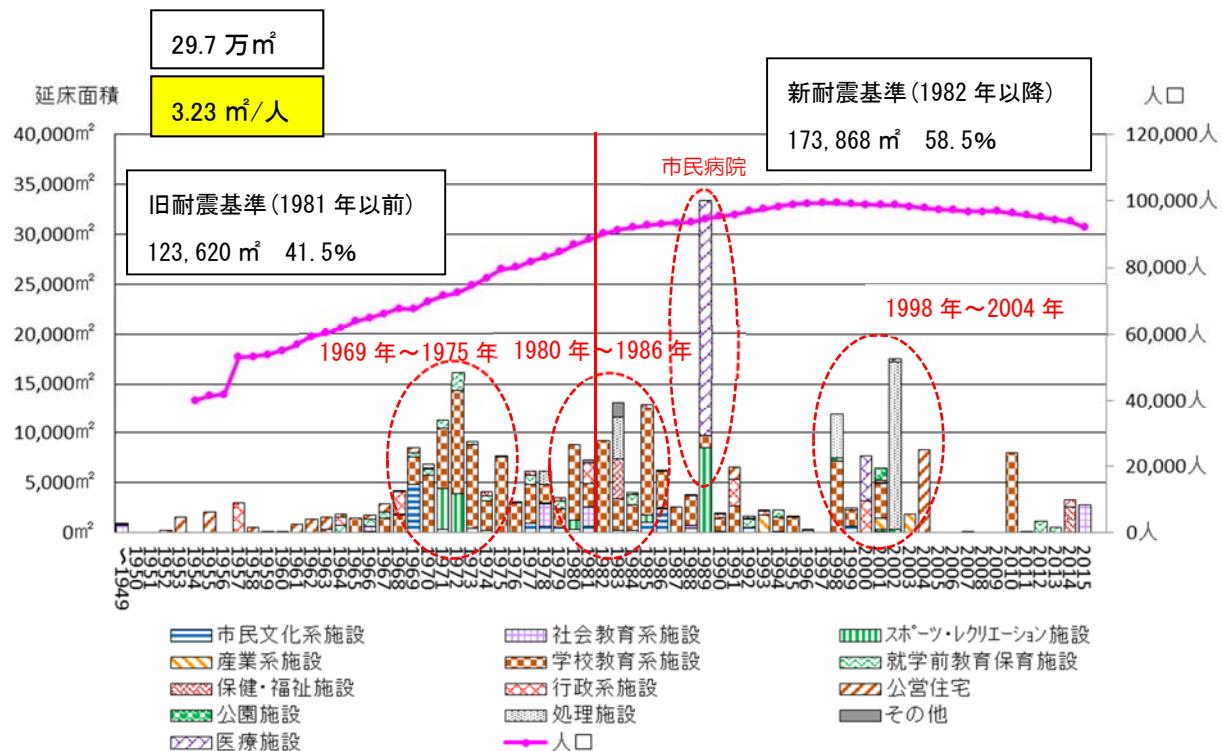
- 注：
- ・高砂市については、平成28年3月31日現在の数値である。
  - ・高砂市以外の数値については、東洋大学PPP研究センターの「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」による。
  - ・可住地面積は「統計でみる市区町村のすがた2015」による。
  - ・可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたものである。

### (3) 築年別整備状況

築年別整備状況では、1989年（平成元年）の市民病院建設を除くと、1969年（昭和44年）～1975年（昭和50年）、1980年（昭和55年）～1986年（昭和61年）及び1998年（平成10年）～2004年（平成16年）の3回にわたって比較的建設が集中した時期が見られます。

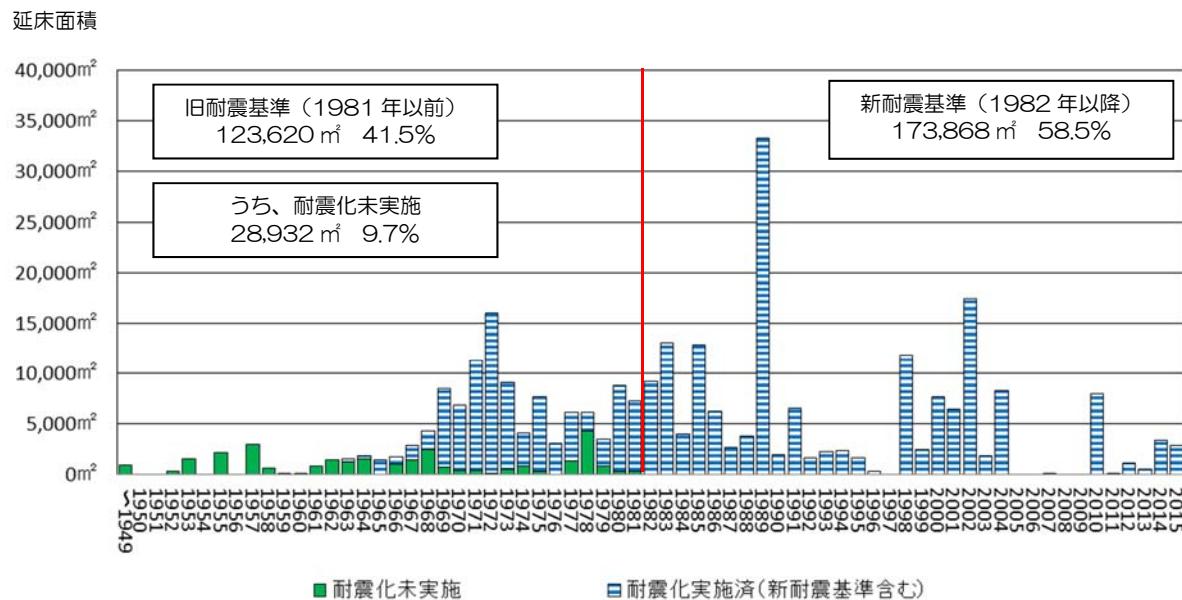
これらのうち最初のグループ（1969年～1975年）は、現在、築後40年から46年（2015年を基準とした場合）を迎えており、老朽化が進行しています。本計画の計画期間の20年間の間に更新（建替え）時期を迎えることとなります（図表2.12参照）。

図表2.12 保有する公共施設の築年別整備状況：2015年度（平成27年度）未現在



一方、建築基準法の耐震基準が1981年（昭和56年）に改正されましたが、この新耐震基準に該当する公共施設は全体の約59%で、これに耐震化実施済を加味すると耐震化が行われていないものは、全体の約10%となります（図表2.13参照）。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号の政令で定める建築物については、庁舎を除いてすべて耐震化が行われています。

図表 2.13 保有する公共施設の耐震化の状況：2015 年度（平成 27 年度）末現在



#### (4) インフラ資産の現況

本市が保有するインフラ資産の現況は図表 2.14 のとおりです。

図表 2.14 インフラ資産の現況：2015 年度（平成 27 年度）末現在

(道路)

種別	実延長 (m)	道路部及び有効幅員面積 (m <sup>2</sup> )
1 級（幹線）市道	27,256	289,095
2 級（幹線）市道	10,813	69,255
その他市道	329,396	1,828,600
自転車歩行者道実延長	1,543	6,296

(橋りょう)

種別	総整備面積 (m <sup>2</sup> )
橋りょう	26,442

(上水道)

種別	総延長 (m)
送水管	20,693
配水管	416,281

(下水道)

種別	総延長 (m)
下水道管	389,181

## 4 更新費用

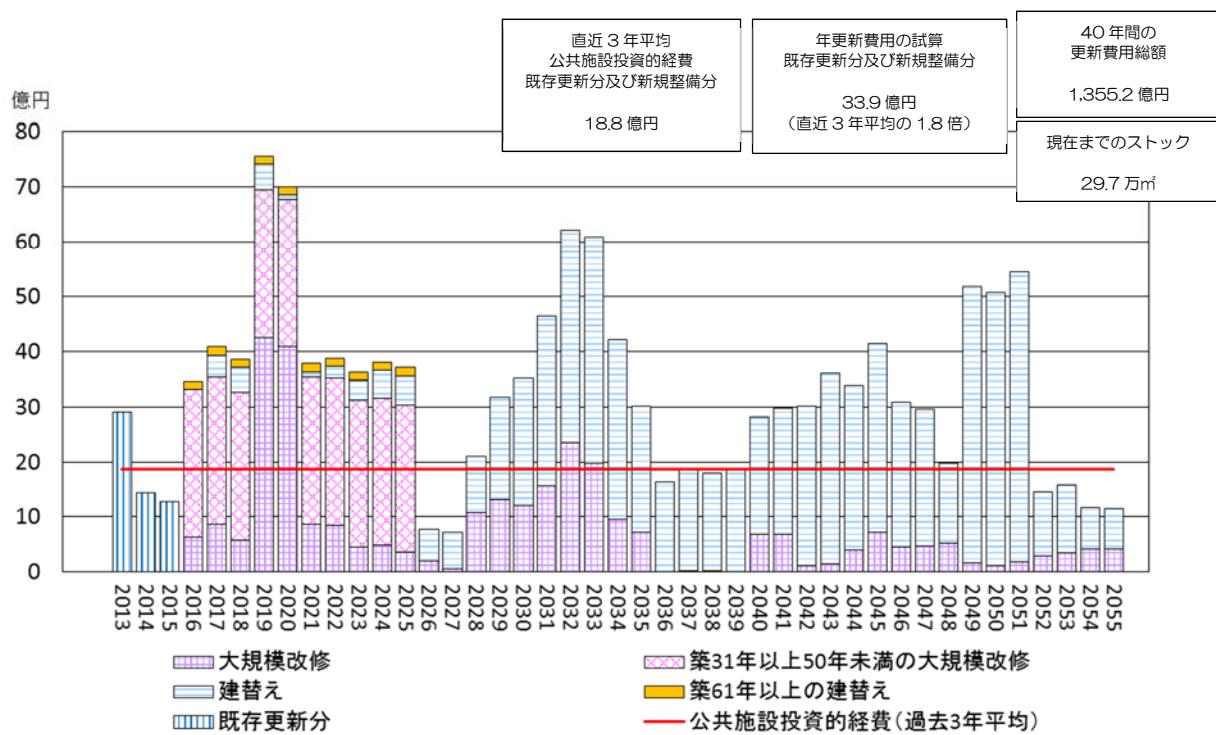
### (1) 公共施設の更新費用の推計

今後40年間、現在の施設を全て保有し続ける場合、40年間で総額1,355.2億円、年平均約33.9億円が必要となります。

また、公共施設にかかる投資的経費は、直近3年間(2013年(平成25年)から2015年(平成27年))の平均で約18.8億円となり、更新費用は約1.8倍となります。

このように、何も対策を講じなければ、将来の更新費用とその財源確保の面から判断して、全ての施設の改修や建替えを行うことが困難であることが想定されます(図表2.15参照)。

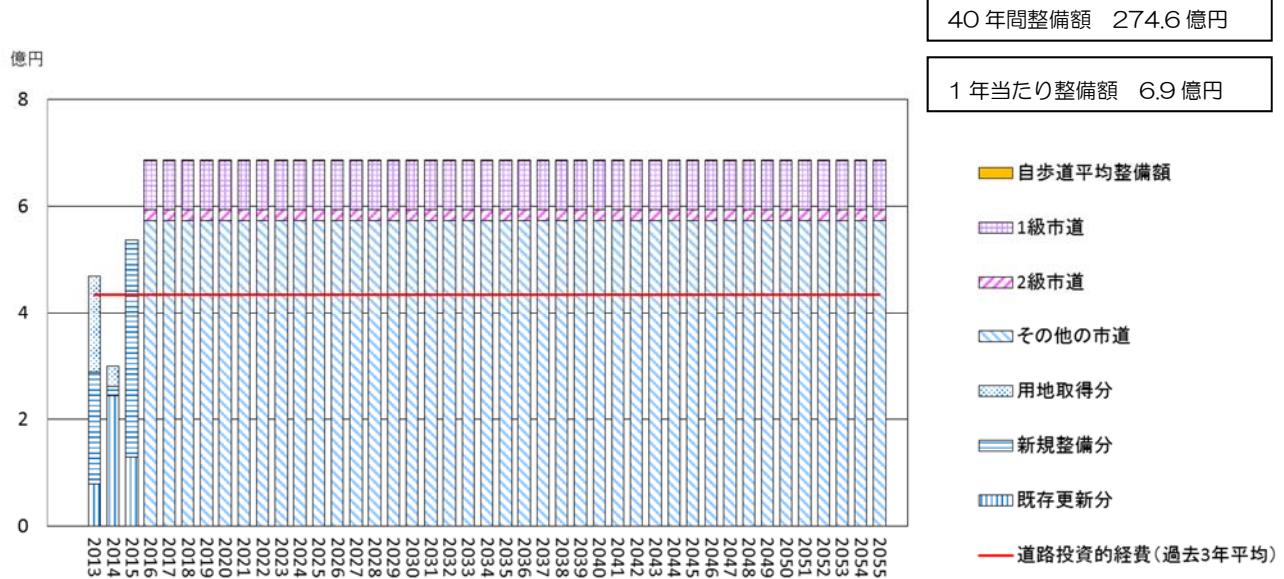
図表2.15 将来更新費用の推計(公共施設)



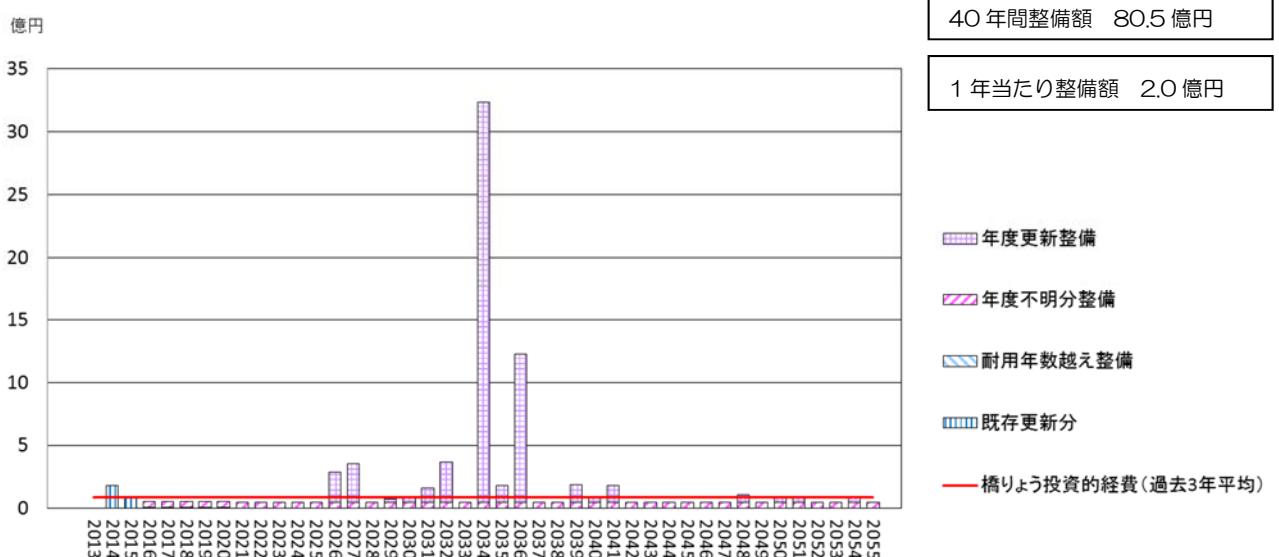
## (2) インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産のうち道路の今後40年間の整備費の総額は274.6億円で、年平均約6.9億円となります（図表2.16参照）。また、橋りょうは同様に、40年間の総額は80.5億円で年平均約2.0億円となります（図表2.17参照）。

図表2.16 将来更新費用の推計（道路）

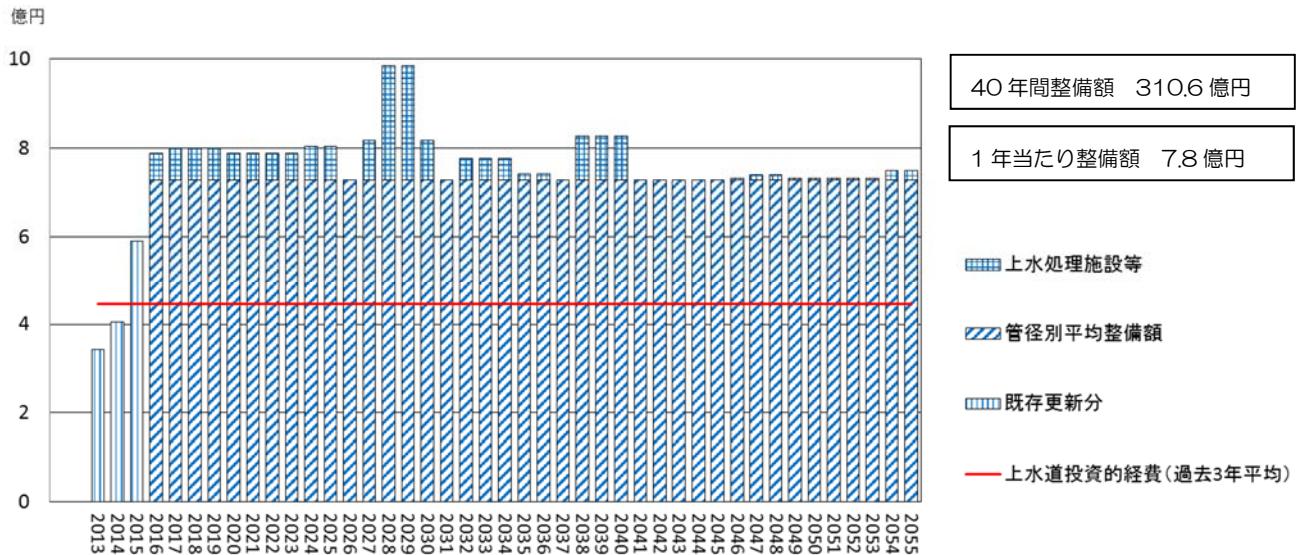


図表2.17 将来更新費用の推計（橋りょう）

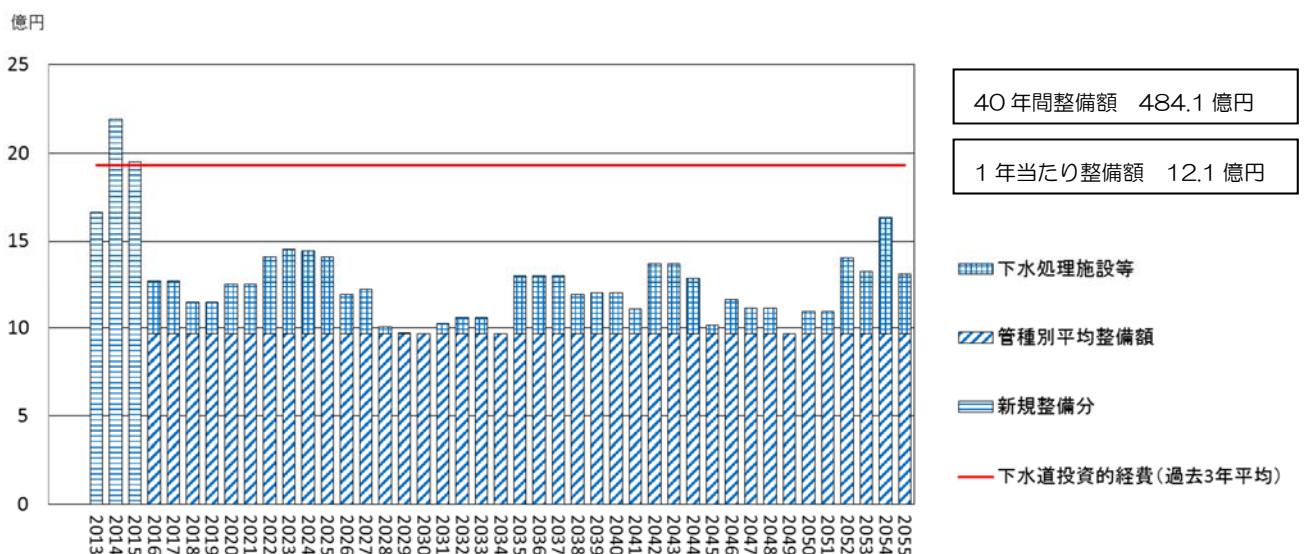


上水道は、今後40年間の整備費の総額は310.6億円で年平均約7.8億円となります（図表2.18参照）。また、下水道は同様に、40年間の総額は484.1億円で年平均約12.1億円となります（図表2.19参照）。

図表2.18 将来更新費用の推計（上水道）

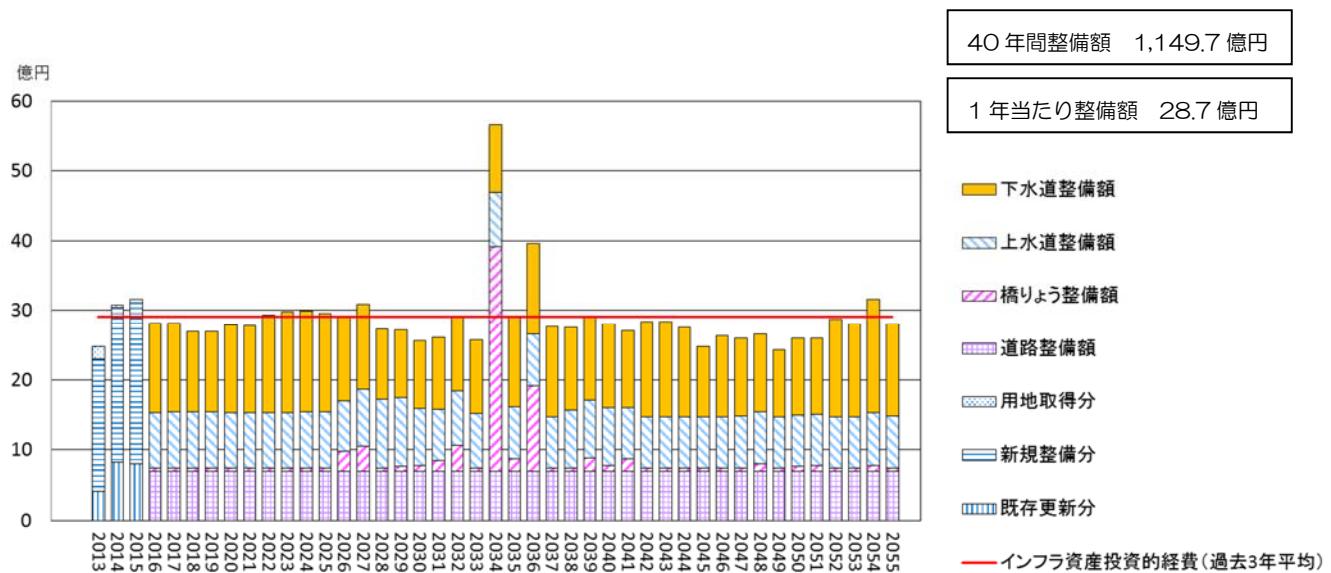


図表2.19 将来更新費用の推計（下水道）



以上、全てのインフラ資産の今後40年間の整備費の総額は約1,149.7億円で、年平均約28.7億円となります。インフラ資産についても公共施設と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うことが困難となります（図表2.20参照）。

図表2.20 将来更新費用の推計（インフラ資産）



## 5 公共施設等の有形固定資産減価償却率（追記）

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価格}} / \text{再調達価格}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却類型額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。これは、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

また、長寿命化工事により使用期間の延長を図ることができますですが、有形固定資産減価償却率がその延長効果を示すものではありません。

図表2.21 減価償却累計額等（全体）の推移

年度	減価償却累計額	有形固定資産（償却資産）額	有形固定資産減価償却率
2019 (R1)	53,589,833,651	95,414,614,413	56.2%
2018(H30)	52,001,279,590	89,619,388,635	58.0%
2017(H29)	53,933,043,671	94,284,737,408	57.2%

## 第3章 本計画の基本方針

### 1 公共施設等の課題

#### (1) 市民ニーズへの課題

人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、公共施設が担うべき役割・機能が質・量とともに変化しているため、地域コミュニティとの対話や連携を基本として、市民のニーズや社会的要請の変化を的確に捉え、将来に必要な施設の行政サービスの維持・向上を図る必要があります。

その際、公共施設は行政サービスを提供する手段であるとの認識に立ち、目的別に施設整備を行うのではなく、地域に必要な「施設の整備」から「機能の提供」へと発想を転換していく必要があります。

#### (2) 老朽化施設の課題

本市が保有する公共施設のうち、多くの施設が築30年以上を経過しています。建築物は、築25年から30年程度を経過すると、外壁工事や内部改修などの大規模改修工事が必要となります。

利用者の安全を確保し、よりよい行政サービスを提供するために、公共施設を良好な状態で使い続けるための計画的な予防保全や設備更新等に取り組む必要があります。

#### (3) 施設更新費用の課題

少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、生産年齢人口も減る中では、将来の大幅な税収増は期待できず、逆に扶助費等の増加が予想されます。行政サービスの水準を維持し、限られた財源の中、公共施設だけでなく道路、橋りょう等のインフラ資産の維持補修費用も合わせて確保していく必要があることから、現在の公共施設等の総量を縮減する必要があります。

## 2 基本方針

本市の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する認識を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

### (1) 基本方針

#### ①公共施設保有量の適正化

公共施設保有量について将来の更新費用を見据えて明確な目標を定め、適正化を図ります。

#### ②機能重視への転換

公共施設が持つ機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化等を進めます。

#### ③維持する公共施設等の長寿命化

維持していく公共施設等については、安全性の確保を大原則としながらも事後保全と予防保全を組み合わせた維持管理を行い、長寿命化を推進することで、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図ります。

#### ④管理運営の効率化

民間の資金やノウハウを活用できる仕組みとして PPP 手法の活用を積極的に進めます。また、維持管理コストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正化を図ります。

#### ⑤持続可能な公共施設マネジメントの推進

現状の公共施設等を把握し、次世代の負担を軽減するように、持続可能な公共施設マネジメントを実施します。なお、行政機能・市民の安全・安心に関わる施設は優先して維持するものとします。

### (2) ユニバーサルデザイン化の推進（追記）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」や「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）」等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修や更新をする際には、多様な利用者を考慮したユニバーサルデザインの導入を推進します。

### (3) 脱炭素化の推進（追記）

「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）」等に基づき、公共施設等の改修や更新をする際には、積極的な省エネ化・ZEB 化を推進します。

### 3 数値目標の検討

#### (1) 公共施設の目標について

前述、「第2章 4 (1) 公共施設の更新費用の推計」で示したとおり、現時点における公共施設の更新費用（大規模改修及び建替え）の見通しは、年約 33.9 億円で、充当可能な予算である約 18.8 億円の約 1.8 倍に達し、予算不足額は約 15.1 億円となります（図表 2.15 参照）。

更新費用については、今後 40 年間で約 604 億円不足することから、更新費用の不足を解消するためには、施設総量を約 5 割近く（不足額 604 億円／更新費用 1,355.2 億円 = 44.6%）縮減しなければなりません。

ただし、公共施設を縮減していくと、施設廃止に伴う直接的な更新費用の削減以外にも削減できる費用があります。施設の廃止に伴い、施設の維持管理費用も削減されることになります。

また、廃止した施設の土地の売却等により更新費用に充当することができます。

これらを考慮した試算を図表 3.1、3.2 に示します。

図表 3.1 公共施設の目標試算

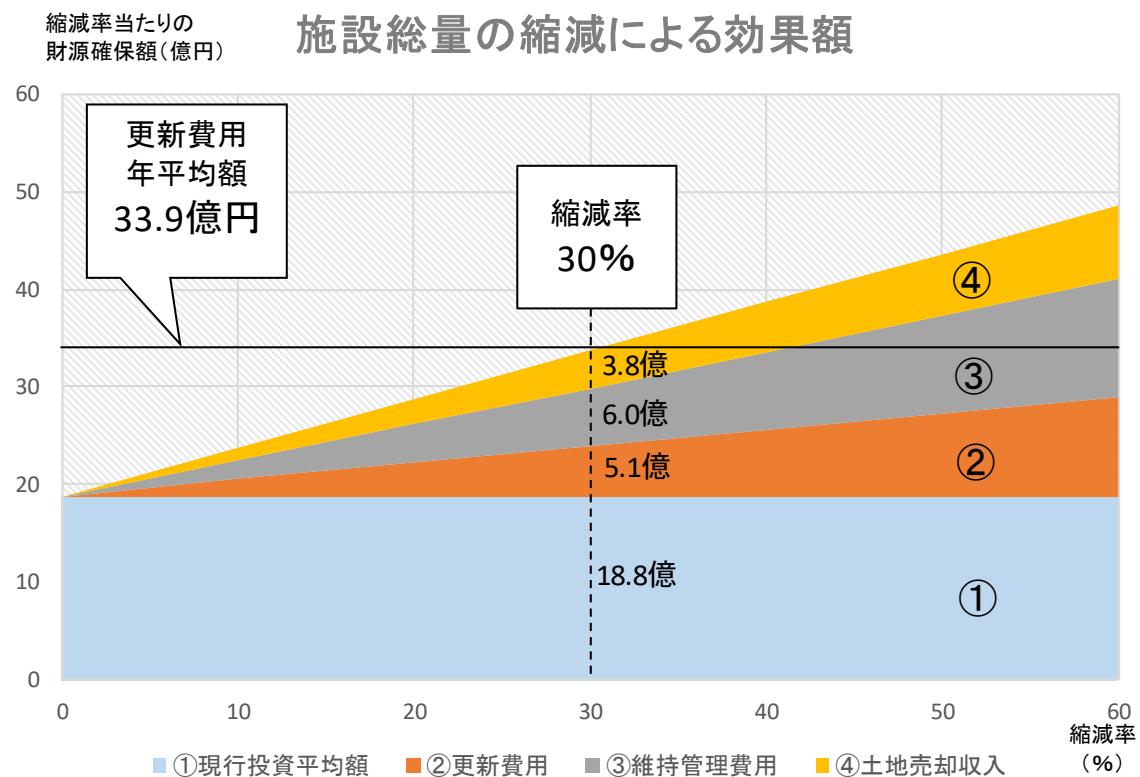
項目	年間費用等
①削減すべき年間費用	15.1 億円
②延床面積約 30% 縮減	5.1 億円
③維持管理費用の削減	6.0 億円
④土地の売却収入	3.8 億円
①—(②+③+④)	0.2 億円

この結果、施設総量を 40 年間で 30%、本計画期間である 20 年間で 15% 縮減することとします（図表 3.1、3.2）。しかしながら、20 年間の数値目標は、現時点における目標であるため、社会情勢や財政状況の変化等により、10 年目に見直しをするものとします。

#### 【 数値目標 】

公共施設の総延床面積を今後 20 年間で 15% 縮減します。

図表 3.2 施設総量の縮減による効果額



## (2) インフラ資産の目標について

道路や水道などのインフラ資産は市民のライフラインであり、急激に縮減することはできません。しかし、長期的な人口減少等を考えると、現在の水準以上にインフラを拡大することには慎重になる必要があります。

そのため、インフラはこれまで以上に必要性を精査した上で、新規投資の事業効果・効率を十分に検討します。

また、既に整備した道路、橋りょう、上水道及び下水道は、長寿命化等の検討を進め、維持更新に係る経費の削減に努めていきます。

## 第4章 取組手法

### 1 公共施設保有量の適正化

#### (1) 施設情報の把握

本市が保有する公共施設の全体像を統一的・横断的に把握するため、施設別カルテを作成します。施設の基本情報、財務情報、施設の行政サービス提供状況、建物情報等の公共施設マネジメントを進める上で必要となる施設情報を一元化します。また、固定資産台帳等と連携させながら、継続的に蓄積していきます。そして、施設別カルテとして市民等にわかりやすく情報提供し、公共施設の現状と課題等に対する市民理解を促進します。

#### (2) 行政サービスの必要性と効率化の検討

市民にとって必要な行政サービスであるかを検討します。既存施設の保有を継続しなくても、他の公共施設等で代替できないか等、現在利用されている施設の利用方法や内容、今後必要とされる行政サービスについて検討します。

また、行政サービスの質を保持できれば必ずしも施設を保有する必要性がなくなるため、ICTの活用等により、行政サービスを効率化する手法の導入についても検討します。

#### (3) 再編の検討

公共施設保有量については、縮減目標を踏まえ施設保有量の縮減を図ります。

そのため、用途や目的が重複している施設の統廃合や行政サービスの必要性が乏しくなっている施設の廃止を検討するとともに、今後も保有していく施設については、複合化や集約化などを図っていきます。

また、統廃合や複合化等によって生じる未利用地を売却することにより施設整備費に要する財源を確保します。

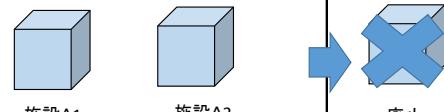
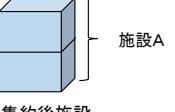
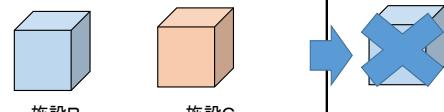
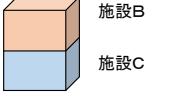
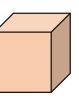
複合化等施設を建設する場合は、将来の市民ニーズの変化などの状況に柔軟な対応ができるよう、建物用途を変えることを想定した建物の形式としてスケルトン・インフィル形式の導入も検討します。

## 2 機能重視への転換

少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの変化に伴い、行政サービスにおける市民ニーズも変化しています。よって、その市民ニーズに対応できるよう、行政サービスの提供は施設重視から機能重視への発想の転換が必要です。

具体的には、公共施設を建物とそこで提供される行政サービスに分けて捉え、施設機能に着目した公共施設の利活用を検討します。そして、拠点化などの機能再編や余剰部分の機能変更によって一つの建物に複数の機能が導入される複合化等を進めます（図表 4.1 参照）。

図表 4.1 集約化、複合化等の手法例

手法	事業実施前	事業実施後	説明
集約化			<u>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</u>
複合化			<u>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する</u>
転用			<u>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</u>

### 3 維持する公共施設等の長寿命化等

維持する公共施設等については、予防保全などを適用して可能な限り長寿命化を図ります。

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。

長寿命化に関連して、公共施設等の適正な保全のために次のことを検討します。

#### (1) 点検・診断等の実施

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自ら実施することも検討します。

#### (2) 維持管理・修繕の実施

予防保全は計画的に点検、修繕・更新を行うことでコスト縮減が図れます。とりわけ、建物外壁の劣化（特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗）などは、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対症療法的な事後保全ではなく計画的な予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全として施設への投資費用を抑制していきます。

以上を踏まえ、予防保全と事後保全を組み合わせた維持管理を行い、長寿命化を推進することで、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図ります。

#### (3) 安全確保及び耐震化の実施

継続して保有する公共施設等は、安全に利用できるように配慮する必要があります。そこで、劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所については、最優先で修繕・更新等を行い、安全性の確保を図っていきます。

また、再利用等を十分に検討した上で不要となった施設等については、周囲の安全性などを考慮して、適時・適切に除却します。

耐震化未実施の公共施設については、高砂市耐震改修促進計画に基づいて対応していきます。

## 4 管理運営の効率化

### (1) PPP 手法の導入

民間がサービス提供を担うことが可能な行政サービスを行っている公共施設は、民間移管を検討します。

施設を更新する場合は、高砂市 PPP（公民連携）導入指針に基づき、更新費用や管理運営費用などの削減及び行政サービス水準の向上を目的に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PPP 手法の導入を検討します。その際に、環境配慮技術などの新たな技術の活用も検討します。

また、施設の管理においても、効果的、効率的な運営となるよう PPP 手法の導入の検討を進めると共に、有効利用可能な施設の目的外利用を検討するなどランニングコストの縮減対策を検討します。

### (2) 広域連携

公共施設等を本市だけで整備・管理運営するのではなく、現在2市2町で行われている広域ごみ処理施設整備事業のように周辺市町と協力することにより、公共施設等の効果的・効率的な行政サービス提供を行うことができると考えられます。

施設については、市内で全ての用途の公共施設等を整備するというフルセット主義から脱却し、国・県・周辺市町との連携の可能性を検討します。

### (3) 受益者負担の適正化

施設の使用料等については、施設の設置目的に応じた利用者増に向けた方策を実施するなど、収入増に向けた取組を推進します。あわせて、行政サービスを利用する受益者と、行政サービスを支える税の負担者との間の公平性を確保するとともに、受益者負担の適正化を検討していきます。

## 5 持続可能な公共施設マネジメントの推進

持続可能な公共施設マネジメントの推進のために、施設別カルテの継続的な更新と発信及び市民との情報共有を徹底します。

誰が見ても公共施設の概要を把握できる施設別カルテを継続的に更新し、公開することによって市民に対して、公共施設に関する情報共有を図りながら本計画を推進します。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性

### 1 公共施設について（改訂）

これまでの検討結果を踏まえて、平成27年度（2015年度）末現在の施設類型ごとの現状と今後の方向性について定めました。

個々の施設の具体的な方向性については、令和3年3月に策定した「高砂市公共施設全体最適化計画」によるものとします。

#### （1）市民文化系施設

（17施設・延床面積 6,906.18 m<sup>2</sup>）

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂コミュニティセンター	2000	678.40	三ノ島集会所	1974	75.35
西畠1丁目集会所	1980	100.78	魚橋北集会所	1984	100.00
西畠2丁目集会所	1980	103.51	北山集会所	1967	137.46
西畠3丁目集会所	1980	103.51	北山市住集会所	1970	100.64
西畠共同自治会館	1983	198.68	時光寺町集会所	1970	100.64
紙町労金集会所	1979	78.96	牛谷団地集会所	1974	75.35
小松原団地自治会集会所	1985	123.26	荒井町新浜自治会集会所	2007	113.44
竜山集会所	1975	74.53	文化会館	1969	4,666.32
中筋市住集会所	1974	75.35			

#### ○施設の現況及び方向性

- ・地区集会所の多くは築30年を経過し、施設の老朽化が進行しています。
- ・文化会館は築46年を経過していますが、耐震補強、大規模改修工事を実施しています。
- ・地区集会所については、各地域自治会への譲渡を進めます。

## (2) 社会教育系施設

(15施設・延床面積 16,964.38 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂公民館	1978	991.77	(新) 図書館	2016	2,979.22
荒井公民館	1974	881.80	(旧) 図書館	1967	510.00
中央公民館兼伊保公民館	1987	2,358.76	(旧) 教育センター	1979	2,554.84
中筋公民館	1979	606.00	申義堂	2011	54.44
曾根公民館	1972	754.16	旧入江家住宅	1785	298.82
米田公民館	1986	970.95	青年の家	1982	1,957.33
阿弥陀公民館	1982	840.92	工楽松右衛門旧宅	1810頃	412.22
北浜公民館	1980	793.15			

### ○施設の現況及び方向性

- ・公民館の多くは築30年を経過し、施設の老朽化が進行しています。
- ・(新)図書館は、平成27年度に新築し、旧施設は平成28年度内に解体します。
- ・教育センターは、平成28年度から旧勤労者宿泊施設に移転し、旧施設は平成28年度内に解体します。
- ・申義堂、旧入江家住宅、工楽松右衛門旧宅は、文化財指定された施設であり、保存・活用を図ります。
- ・各施設共に、利用実態、ニーズ等を踏まえて、他施設との複合化など、今後の運営手法、あり方を検討し、施設の有効活用、維持管理コストの縮減を図ります。

## (3) スポーツ施設

(7施設・延床面積 18,586.35 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
総合体育館	1989	8,473.16	向島多目的球場	1987	108.91
生石体育センター	1980	963.93	陸上競技場	1971	4,068.17
高砂市民プール	1985	961.62	相撲場	1978	99.80
野球場	1972	3,910.76			

### ○施設の現況及び方向性

- ・各施設の多くは築30年を経過し、施設の老朽化が進行しています。
- ・各施設共に、施設が持っている機能や役割及び利用実態、ニーズ等を踏まえて、将来の配置や規模を検討します。

#### (4) 産業系施設

(3 施設・延床面積 4,855.64 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
雇用支援センター	2002	1,203.38	(旧) 勤労者宿泊施設	1994	1,809.58
勤労者総合福祉センター	1992	1,842.68			

○施設の現況及び方向性

- ・(旧) 勤労者宿泊施設には、平成 28 年度から教育センターが移転しています。
- ・各施設共に、施設が持っている機能や役割を踏まえ、効率的な維持管理を行います。

#### (5) 学校教育系施設

(16 施設・延床面積 132,921.00 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂小学校	1968	10,591.00	高砂中学校	1974	7,753.00
荒井小学校	1998	8,740.00	荒井中学校	1971	9,480.00
伊保小学校	1972	7,988.00	竜山中学校	1985	8,940.00
伊保南小学校	1982	6,880.00	松陽中学校	1971	9,065.00
中筋小学校	1970	6,378.00	宝殿中学校	1973	10,201.00
曾根小学校	1970	7,958.00	鹿島中学校	1975	9,489.00
米田小学校	1965	9,615.00			
米田西小学校	1980	6,252.00			
阿弥陀小学校	2011	7,966.00			
北浜小学校	1973	5,625.00			

○施設の現況及び方向性

- ・荒井小学校及び阿弥陀小学校については比較的新しい施設ですが、その他の小学校は、築 30 年以上が経過し、耐震改修は行われていますが、施設の老朽化が進行していることから、計画的に大規模改修を行っています。
- ・各中学校共に、耐震改修は行われていますが、施設の老朽化が進行していることから、計画的に大規模改修を行っています。
- ・国が示す適正配置の基準等を参考に、より良い教育環境の確保を前提に学校施設の適正規模、適正配置、余裕教室の有効活用等を検討し、効率的な維持管理を行います。
- ・中学校給食の実施のため、学校給食センターの建設予定があります。

## (6) 就学前教育保育施設

(18 施設・延床面積 14,613.79 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
荒井保育園	1980	817.60	高砂幼稚園	1965	1,496.00
梅井保育園	1969	811.63	荒井幼稚園	2013	1,149.00
さつき保育園	1974	73.00	伊保幼稚園	1993	804.00
曾根保育園	1984	1,081.50	中筋幼稚園	1974	712.00
米田保育園	1973	974.49	曾根幼稚園	1971	699.00
阿弥陀保育園	1973	720.00	米田幼稚園	1967	1,159.00
北浜保育園	1995	785.00	阿弥陀幼稚園	1973	797.00
(旧) 子育て支援センター	1967	664.50	北浜幼稚園	2014	499.00
北部子育て支援センター	1978	897.00			
高砂児童学園	1964	474.07			

### ○施設の現況及び方向性

- 幼稚園、保育園は、幼保一体化、幼稚園の統合、保育園の民営化などを推進してきており、平成28年度から高砂、中筋、阿弥陀、北浜を認定こども園化しています。
- 荒井・伊保・曾根・米田地区についても認定こども園化を推進していきます。
- (旧) 子育て支援センターは、平成27年度に開設したユアアイ福祉交流センター内に移転しています。
- 北部子育て支援センターは、旧米田西幼稚園を用途変更しています。
- 高砂児童学園は、築50年を経過し、老朽化が進んでいます。
- 幼保一体化により一定の統廃合が進められており、民営化も含め、維持する施設の適切な予防保全と長寿命化に取り組みます。

## (7) 保健・福祉施設

(5 施設・延床面積 7,613.95 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
文化保健センター	1984	3,927.80	みのり会館	1978	395.87
ユーアイ福祉交流センター	2015	2,612.71	中筋老人憩いの家	1975	93.57
あすなろ学園	1975	584.00			

### ○施設の現況及び方向性

- ・文化保健センターは、築 30 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。
- ・ユーアイ福祉交流センターは、平成 26 年度に新築し、27 年度から運用を開始しています。
- ・みのり会館及び中筋老人憩いの家は、老朽化が進行しています。
- ・あすなろ学園については平成 28 年度より民間移管しています。その他の施設については、利用実態、ニーズ等を踏まえて、今後の運営手法、あり方を検討します。

## (8) 行政系施設

(15 施設・延床面積 17,178.60 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
市役所	1957	11,218.55	曾根分団車庫・詰所	1988	100.32
総合詰所	1985	389.75	米田分団車庫・詰所	1993	101.76
消防本部庁舎	1982	2,098.01	阿弥陀分団車庫・詰所	1995	98.31
旧高砂分署	1935	156.90	北浜分団車庫・詰所	1980	63.94
高砂分署	2015	728.82	消防救助訓練場	2001	635.15
高砂分団車庫・詰所	1980	63.94	企画総務部倉庫	1982	931.59
荒井分団車庫・詰所	1992	100.19	北山備蓄倉庫	1965	406.68
伊保分団車庫・詰所	1991	84.69			

### ○施設の現況及び方向性

- ・市役所は築 50 年以上経過しており、市の公共施設の中でも最も老朽化が進んでおり、現地での建替えを進めています。
- ・高砂分署は平成 26 年度に移転改築を行い、27 年度から運用を開始しています。旧施設については歴史的建造物として改修を行っています。
- ・消防本部庁舎は、設備等の更新も踏まえて検討が必要です。
- ・企画総務部倉庫は、旧高砂西保育園を用途変更しています。
- ・その他施設については、計画的、効率的な長寿命化、維持管理コストの縮減を図ります。

## (9) 公営住宅

(13 施設・延床面積 18,148.69 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
伊保崎南住宅	1991	1,246.86	美保里住宅	1962	644.36
松波住宅	2004	8,306.38	末広住宅	1959	579.69
中筋住宅	1955	789.94	阿弥陀住宅	1953	268.80
北山住宅	1964	3,519.62	米田新住宅	1961	802.68
天川住宅	1953	816.80	時光寺住宅	1969	509.76
今市住宅	1954	489.28	橋向住宅	1934	52.00
宮前住宅	1954	122.52			

## ○施設の現況及び方向性

- 木造市営住宅のほとんどが築 50 年以上を経過し、施設の老朽化が進行しています。
- 高砂市市営住宅再生マスタープラン（平成 25 年 3 月策定）に基づき、老朽化した木造の市営住宅の解体を進め、維持する市営住宅の計画的、効率的な長寿命化、維持管理コストの縮減を図ります。また、平成 29 年度に中筋住宅の建替え完了を予定しています。
- 木造市営住宅の解体後は他の目的への利活用を検討し、必要がない場合は売却していきます。

## (10) 公園施設

(3 施設・延床面積 1,929.43 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂公園管理事務所	1991	77.00	市ノ池公園みどりの相談所	1999	1,449.69
向島公園管理事務所	2002	402.74			

## ○施設の現況及び方向性

- 公園施設については、今後も長寿命化を図ります。

### (11) 処理施設

(4 施設・延床面積 27,430.11 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
ごみ処理場	2003	22,151.02	し尿処理場	1999	4,724.58
不燃焼物処理場	1992	183.51	鹿島排水機場	1971	371.00

○施設の現況及び方向性

- ・ごみ処理場については、平成 29 年度から解体に着手し、高砂市に広域ごみ処理施設として建設します。
- ・鹿島排水機場については築 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進行しています。

### (12) その他施設

(3 施設・延床面積 2,031.63 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂斎場	1984	1,570.37	JR 宝殿駅自由通路	1981	301.80
公園墓地	1968	159.46			

○施設の現況及び方向性

- ・各施設共に築 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
- ・適切な予防保全と長寿命化を図ります。

### (13) 医療施設

(3 施設・延床面積 28,308.25 m<sup>2</sup>)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂市民病院	1989	26,582.00	紙町医師・看護師公舎	1989	1,039.29
蓮池医師公舎	1989	686.96			

○施設の現況及び方向性

- ・各施設共に築 20 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
- ・適切な予防保全と長寿命化を図ります。

## 2 インフラ資産について

### (1) 道路

(市道実延長 369,008m)

#### ○施設の現況と方向性

- ・道路については、異常や劣化が顕著に現れている箇所について対症療法的な補修を行う事後保全で対応するが多く、計画的な更新ができない状況です。
- ・道路陥没等、重大な事故等を発生させないために、一般市道補修計画に基づき、点検を行い異常や劣化が顕著に現れている箇所について、適切な維持管理、計画的な修繕等を行います。

### (2) 橋りょう

(橋りょう総整備面積 26,442 m<sup>2</sup>)

#### ○施設の現況と方向性

- ・橋りょうについては、平成 26 年に改正された道路法施行規則により、橋長 2m 以上の橋りょう全てについて、5 年に 1 回の近接目視による定期点検が義務付けられました。
- ・今後は、道路橋長寿命化修繕計画に基づき、優先順位を決めて点検を実施し、点検の結果により補修の必要性が明らかとなった橋りょうについては、損傷の原因やライフサイクルコスト等を踏まえて計画的な修繕等を行います。
- ・地震による落橋で他の施設に甚大な被害を与えるおそれのある橋りょうについては、橋りょう耐震化計画に基づき耐震化を実施します。

### (3) 上水道

(4施設・延床面積 4,290.92 m<sup>2</sup>・送水管延長 20,693m・配水管延長 416,281m)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
米田水源地	1955	2,639.55	古新ポンプ場	1957	88.17
米新ポンプ場	1968	735.90	第1上下水道庁舎	1979	827.30

#### ○施設の現況と方向性

- ・米田水源地、ポンプ場等の施設や送配水管等の老朽化が進んでいます。
- ・高砂市水道事業中期経営計画に基づき、長寿命化に取り組んでいきます。
- ・送配水管路の更新計画に基づき、老朽管の布設替をしていきます。更新にあたっては、全て耐震管を採用することにより地震に強い強靭な水道管網の構築に取り組んでいきます。

### (4) 下水道

(12施設・延床面積 19,895.66 m<sup>2</sup>・管渠総延長 389,181m)

施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設名称	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )
高砂浄化センター	1963	5,030.45	伊保浄化センター	1979	4,522.73
藍屋町ポンプ場	1979	70.00	沖浜ポンプ場	1987	1,246.70
荒井ポンプ場	1972	3,182.00	伊保中継ポンプ場	1984	405.00
鹿島第2ポンプ場	1982	1,111.00	中筋中継ポンプ場	2003	341.46
天川ポンプ場	1990	1,050.86	島の川ポンプ場	1976	132.00
天川第2ポンプ場	1997	2,188.40	第2上下水道庁舎	1995	615.06

#### ○施設の現況と方向性

- ・下水道は、生活環境の改善と浸水の防除、公共用水域の水質保全に大きな役割を果たしています。
- ・上記の施設に加え、中島ポンプ場、間の川ポンプ場、高砂浄化センターポンプ施設を建設中です。
- ・松村川河口部に高潮ポンプ場の建設計画があります。
- ・下水道施設の老朽化により機能が停止した場合、市民生活への影響が極めて大きなものとなります。
- ・高砂市下水道事業中期経営計画に基づき、施設の長寿命化に取り組んでいきます。
- ・管渠については、ライフサイクルコスト等を踏まえてストックマネジメント計画を策定し、改築、更新等を行います。

## 第6章 推進方策

### 1 推進体制

#### (1) 全庁的な取組体制（改訂）

本計画の推進にあたっては、これまでのように縦割りの管理だけではうまく進めることはできません。部局を超えた横断的な調整機能を十分に発揮することが、必要になります。

そのため、公共施設のマネジメントに特化した体制として、令和3年度（2021年度）より、新たに公共施設マネジメント室を設置し、継続的に全庁的な資産状況を把握し、本計画に沿った統括的な管理を行うとともに、進捗管理や、必要に応じた目標の見直しについても実施していくこととします。

また、本計画の推進について必要な事項を調査審議するため、令和3年度（2021年度）より、本市の附属機関として「高砂市公共施設マネジメント推進委員会」を設置するとともに、庁内横断的な検討体制として「高砂市公共施設マネジメント推進庁内委員会」を設置し、公共施設マネジメント室、企画、財政、管財、施設所管課等が連携しながら、効果的かつ効率的に推進していきます。

さらに、「高砂市総合政策審議会」をはじめ、市民との意見交換などを通じて、本計画を推進していきます。

#### (2) 職員の意識改革

職員一人ひとりが本計画の意義を理解し、意識を持って取り組み、行政サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このため、職員の意識改革を促し、必要な知識を身につけることを目的として、職員研修を計画的に実施します。

#### (3) アウトソーシングによる推進

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本市においても専門的な技術力やマンパワーを補うために、一定の能力を有する民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

### 2 策定後の進め方

策定後の進め方については、公共施設マネジメント室と各施設所管課が協議し、老朽化度、利用状況、維持管理のコスト、設置目的等を総合的に勘案し施設ごとの方向性について検討します。

その内容をもとに、施設所管課が市民に、施設の現状と今後の施設の方向性について説明し、協議しながら方向性や実施の時期を決めることにより、個別計画を作成します。

なお、施設の方向性については、施設別カルテの数値を重要な情報であると位置付けていますが、その他の社会的要因なども踏まえ、総合的に検討していきます。

### 3 PDCAによる進行管理

本計画においては、計画（Plan）～実施（Do）～検証（Check）～見直し（Act）で構成するPDCAサイクルにより進行管理を行います。

## 資料編

### 1 更新費用算定の根拠

本市の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」(以下「試算ソフト」という。)を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年(平成23年)3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです(図表1.1、1.2参照)。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表1.1 公共施設の更新費用推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。</li> </ul>	
数量について	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の過去の年度ごとの延床面積を用いる。</li> <li>1950年(昭和25年)以前の施設については、合計した延床面積を用いる。</li> </ul>	
更新(建替え)	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新年数:建設年から60年目に建替えることとしている。</li> <li>建替え期間:单年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている(59年目～61年目)。</li> <li>積み残し処理を割り当てる年数:試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。</li> </ul>	
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施年数:建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。</li> <li>修繕期間:单年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている(29年目～30年目)。</li> <li>積み残し処理を割り当てる年数:試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。</li> </ul>	
対象施設類型	更新(建替え)単価	大規模改修単価
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/m <sup>2</sup>	25万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/m <sup>2</sup>	20万円/m <sup>2</sup>
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m <sup>2</sup>	17万円/m <sup>2</sup>
公営住宅	28万円/m <sup>2</sup>	17万円/m <sup>2</sup>

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定の単価を設定している。

図表 1.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円／m <sup>2</sup>
	自転車歩行者道		2.7 千円／m <sup>2</sup>
橋りょう	PC 橋	60 年	425 千円／m <sup>2</sup>
	RC 橋		425 千円／m <sup>2</sup>
	鋼橋		500 千円／m <sup>2</sup>
	石橋		425 千円／m <sup>2</sup>
	木橋その他		425 千円／m <sup>2</sup>
	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円／m
上水道	// 300～500mm 未満		114 千円／m
	// 500～1000mm 未満		161 千円／m
	// 1000～1500mm 未満		345 千円／m
	// 1500～2000mm 未満		742 千円／m
	// 2000mm 以上		923 千円／m
	送水管 300mm 未満		100 千円／m
	// 300～500mm 未満		114 千円／m
	// 500～1000mm 未満		161 千円／m
	// 1000～1500mm 未満		345 千円／m
	// 1500～2000mm 未満		742 千円／m
	// 2000mm 以上		923 千円／m
	配水管 150mm 以下		97 千円／m
	// 200mm 以下		100 千円／m
	// 250mm 以下		103 千円／m
	// 300mm 以下		106 千円／m
	// 350mm 以下		111 千円／m
	// 400mm 以下		116 千円／m
	// 450mm 以下		121 千円／m
	// 500mm 以下		128 千円／m
	// 550mm 以下		128 千円／m
	// 600mm 以下		142 千円／m
	// 700mm 以下		158 千円／m
	// 800mm 以下		178 千円／m
	// 900mm 以下		199 千円／m
	// 1000mm 以下		224 千円／m
	// 1100mm 以下		250 千円／m
	// 1200mm 以下		279 千円／m
	// 1350mm 以下		628 千円／m
	// 1500mm 以下		678 千円／m
	// 1650mm 以下		738 千円／m
	// 1800mm 以下		810 千円／m
	// 2000mm 以上		923 千円／m
下水道	管径 250mm 以下	50 年	61 千円／m
	管径 251～500mm 以下		116 千円／m
	管径 501mm～1000mm 以下		295 千円／m
	管径 1001～2000mm 以下		749 千円／m
	管径 2001mm～3000mm 以下		1,680 千円／m
	管径 3001mm 以上		2,347 千円／m

## 2 用語集

### 【あ】

#### ■アウトソーシング

業務を外部の専門業者などに委託すること。技術やノウハウを持たない場合でも、外注することで、専門性の高い業務や新規事業などをすることが可能になる。

### 【い】

#### ■一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

#### ■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいう。

#### ■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。

### 【き】

#### ■起債

国債、地方債、社債等の債券を発行（募集）すること。

#### ■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

## 【こ】

### ■固定資産台帳

土地・建物・機械などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿。固定資産の種類別に分類した上で、取得日・取得価額などの明細を記録し、減価償却が必要な資産に関しては償却額なども記載する。

## 【し】

### ■自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その使途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

### ■事後保全

建築物等の部分あるいは部品に不具合、故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法。

### ■社会保障費

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

## 【す】

### ■スケルトン・インフィル形式

スケルトンは骨組み、構造体のこと。内部の設備、内装部分をインフィルといい、スケルトンに対して内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能な形式をいう。

## 【た】

### ■耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は、建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準

を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

### 【ち】

#### ■地方交付税

全国の市民が、都会でも地方でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいので、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

#### ■地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会计年度を超えて行われるものという。

### 【と】

#### ■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものとして支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

### 【ふ】

#### ■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

### ■普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新增築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。

【よ】

### ■予防保全

定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し長く使う保全の方法。

【ら】

### ■ライフサイクルコスト

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

【丨】

### ■ＩＣＴ

Information and Communication Technology（インフォメーションアンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略のこと。情報や通信に関する科学技術の総称。

【Ｐ】

### ■PPP 手法

Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略のこと。行政サービスの提供に、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や行政サービスの向上を目指すもの。

発 行

高砂市政策部公共施設マネジメント室

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL 079-442-2101（代表）